

お知らせ

● 生活習慣病管理料（II）の算定について

厚労省が発表した診療報酬改定により、令和6年6月以降 糖尿病、高血圧症、脂質異常症のいずれかで通院している場合には、これまでの特定疾患管理料に変わり、生活習慣管理料（II）を算定致します。

生活習慣管理料（II）は、生活習慣に関する総合的な治療管理が重要であることから設定されたもので、算定にあたっては個々の疾患に応じた目標（体重、血圧、HbA1c など）や食事・運動に関する指導内容を記載した療養計画書を交付することとなります。なお、療養計画書には患者様の署名が必要となりますので、ご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

また、それに伴い、窓口でのお支払い料金が変わる場合があります。ご不明な点は、お気軽にスタッフまでお問合せ下さい。

● 長期処方・リフィル処方について

当クリニックでは、医師の判断に基づき患者様の状態に応じて、28日以上上の長期の処方、または、リフィル処方箋を交付することが可能です。

ご不明な点は、お気軽にスタッフまでお問合せ下さい。

● 一般名処方について

当クリニックでは、院外処方箋の発行においては、薬局で患者様にスムーズに医薬品が提供できるように、一般名処方を実施しています。

（一般名処方とは、薬品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、薬局においてどの後発品も調剤可能とするものです。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

ご不明な点は、お気軽にスタッフまでお問合せ下さい。

令和6年6月 愛誠園クリニック